

「玄米及び精米について農産物検査を要件とする食品表示制度の見直し」に係る食品表示基準の一部改正に関する意見

- ① 改正案は、農産物検査を経ないコメの表示について、「〇〇社（生産者名）確認による」との事例を示している。これは、産地、品種、産年情報が取引当事者間のみで確認されることを前提としており、未検査米の産地、品種、産年情報が正確に伝達されるのかの不安が残る。現行の見直しにおいては、この不安を解消できる仕組みを整えるべきである。
- ② 今回の改正内容は、主食の表示であり、国民の関心が強く、改正後の影響も日常的なもので大きい。そのため、コメの表示はその根拠となる、起点（生産者の出荷時点）における確認情報が生産段階から流通・小売り段階に至るまで正確に伝達される必要がある。それを担保するには、コメトレーサビリティ法に基づく情報伝達の中に、「産年」事項も加えるべきである。

全大阪消費者団体連絡会

事務局長 飯田秀男

〒540-0026 大阪市中央区本町2丁目1-19-430

電話 06-6941-3745

メール h-iida@u-coop.net